

2014年9月



葵総合経営センターだより

特 集

- ・『相続税法改正』

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com



撮影場所 「 木曽駒高原 」

目次

2	「相続税法改正」	9	「2014年ITのキーワード③ (アナリティクス)」
3	「『事業承継税制』 新制度移行への留意点」	10	「相続事件の高齢化」
4	「『相続税増税』 今、すべきことは何か」	11	(随想) 「常にプラス思考を心がける！」
6	「年金相続・社会保険の遺族給付」	12	「中小企業におけるM&A」
7	「自筆証書遺言と公正証書遺言」		
8	「親子間承継の留意点」		

相続税法改正

センター代表 杉浦 康晴

夏の暑さも少しずつ落ち着き、朝晩は過ごしやすくなってまいりました。

さて、来年1月1日からの相続税・贈与税改正が話題になっており、顧問先様からのご相談も多くなっております。この改正は、社会保障の安定財源の確保等を図るために抜本的な税制改革の一環で行われています。そのひとつが相続税・贈与税の見直しです。格差是正と富の分配機能の回復の観点から相続税の課税ベース、税率構造等の見直しや高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通して経済の活性化を図るため贈与税の見直しが行われています。

いままで相続税は関係ないと思っておられた方の中には、「ひょっとして関係してくるのではないか」「遺言書って必要なの？」など不安を抱えていらっしゃる方も多くいらっしゃることでしょう。

相続税の課税対象者が全国平均4%（愛知県は約8%）から大幅に増える見通しです。できるうちに対策をとることが必要です。

「普段から仲の良い家族だから揉めることはない」ということは一概には言えません。故人の生前に相続について一度も話し合ったことがない場合に「相続」が「争族」になりやすいのです。たとえ、わずかと思っていても遺産をめぐるトラブルは絶えません。

そのためにも生前に十分に話し合い、対策をとることが必須です。

相続税申告が増えることでこれまで相続税

のことを考えていなかった方は特に要注意です。普段意識せずにお金のお出し入れや移動をされている方は、まずきちんと把握し記録することから始めて下さい。納税者側の注意すべきこととして、「調査は必ずあると考え相続に関する資料や納税の記録は事前にしっかりと用意をしておくこと」です。税務署から照会があればすぐに提出できるようにしておくようにしましょう。照会の回答にあいまいな点があったり、誤りがあると即調査ということになりかねません。

円滑な相続、分割を進めるためにも相続税の申告書にどのようなことが記載されるのかあらかじめ確認しておくのもよいでしょう。

相続税の手続は評価額の算出などがやっかいな上、専門的知識の有る無しでも納税額が大きく変わることが多々あります。

主なものとして、二次相続対策があります。一次・二次合計の相続税を抑える方法も考えられる場合があります。

相続対策だけでなく、残された方々が今後幸せで安定した生活を送ることが第一ですから、相続税を考慮した財産分割を検討していただくことは大切です。

税金で損をしないためにも、是非、早い段階でご相談下さい。

当センターでは10月に相続税セミナーを開催致します。お気軽にご参加ください。

『事業承継税制』新制度移行への留意点

葵総合税理士法人 梅田 裕二

【事業承継税制とは？】

中小企業の後継者の方が、現経営者から会社の株式を承継する際の、相続税・贈与税の軽減（相続80%分、贈与100%分）制度です。

<税制改正のポイント>

（１）事前確認の廃止

H25年3月まで・・・制度利用の前に経済産業大臣の「事前確認」を受ける必要あり。

⇒H25年4月～・・・事前確認を受けていなくても制度利用が可能に。

（２）親族外承継の対象化

現在・・・後継者は、現経営者の親族に限定。

⇒H27年1月～・・・親族外承継を対象化。

（３）雇用8割維持要件の緩和

現在・・・雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。

⇒H27年1月～・・・雇用の8割以上を「5年間平均」で評価。

（４）納税猶予打ち切りリスクの緩和

現在・・・要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。

⇒H26年1月～・・・利子税率の引き下げ（現行2.1%→0.9%）。

⇒H27年1月～・・・承継5年超で、5年間の利子税を免除。

現在・・・相続・贈与から5年後以降は後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。

⇒H27年1月～・・・民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際にも、納税猶予額を再計算し、一部免除。

（５）役員退任要件の緩和

現在・・・現経営者は、贈与時に役員を退任。

⇒H27年1月～・・・贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。有給役員として残留可

（６）債務控除方式の変更

現在・・・猶予税額の計算で現経営者の個人債務・葬式費用を株式から控除するため、猶予税額が少なく算出。

⇒H27年1月～・・・現経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除。

*** ご不明な点は税理士法人担当者までお問い合わせください。**

中小企業HPより <http://www.chusho.meti.go.jp>

『相続税増税』

今、すべきことは何か

葵総合税理士法人 横尾 泰幸

平成27年1月、相続を取り巻く環境が大きく変わります。
4ヶ月後に迫った相続税改正を、2つのポイントに絞って説明致します。

■ポイント1：遺産に係る基礎控除額の引き下げ

今回の改正で特に影響が大きいと思われるものが、基礎控除額の引き下げです。

改正前	⇒	改正後(平成27年1月1日～)
5,000万円+1,000万円×法定相続人数		3,000万円+600万円×法定相続人数

例えば、相続税の課税価格8,000万円、相続人3人（配偶者と子2人）の場合は以下のような違いが出ます。

◇現行では・・・

$$8,000万円 - (5,000万円 + 1,000万円 \times 3人) = 0 \Rightarrow \text{相続税が掛からない}$$

◇平成27年1月1日からは・・・

$$8,000万円 - (3,000万円 + 600万円 \times 3人) = 3,200万円 \Rightarrow \text{相続税が掛かる(※1)}$$

(※1) 相続税額は遺産の分け方により異なり、法定相続分で取得した場合の税額は175万円。

この改正により、年間死亡者数に占める相続税の課税割合は4.2%（平成24年）から6.0%超へ増加すると言われています。

■ポイント2：相続税の最高税率の引き上げ

下の表は現行と改正後の相続税率比較です。2億円超から影響が出てきます。

各法定相続人の取得金額(※2)	改正前	控除額		改正後	控除額
～ 1,000万円以下	10%	—		10%	—
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	50万円		15%	50万円
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20%	200万円		20%	200万円
5,000万円超 ～ 1億円以下	30%	700万円		30%	700万円
1億円超 ～ 2億円以下	40%	1,700万円	変更	40%	1,700万円
2億円超 ～ 3億円以下				45%	2,700万円
3億円超 ～ 6億円以下	50%	4,700万円	変更	50%	4,200万円
6億円超 ～				55%	7,200万円

(※2) 各法定相続人の取得金額とは：課税価格の合計額から基礎控除額を控除した金額を法定相続分に応じて取得したものとした場合の各相続人の取得金額のことです。
相続財産の合計額のことではありません。

以上が来年1月の改正内容のうち、特に影響が大きいと思われる項目です。

それでは、この改正を踏まえた上で「今、すべきことは何か」を考えていきましょう。

(1) ご自身の財産の把握と相続税額の試算

まずは現状分析をすることから始めましょう。現在ご自身の所有する財産が、どこに、何が、どのくらいあるのか、財産総額が概ねどのくらいになるのかを把握することです。

そして、現在の財産で相続税がどのくらい掛かるかを試算することも重要です。

試算の結果、「思っていたほど相続税負担が大きく無かった」と安心することもあるでしょう。また、逆の場合もあると思います。

相続を考える上で、相続税がどのくらい掛かるかが最大のポイントであることは言うまでもありません。

(2) 事前に準備出来ることを考える

財産の把握と相続税の試算が完了しましたら、次にすべきことは、**相続開始までに出来ることは何か、を考えて行動すること**です。

生前贈与、土地の活用、生命保険の加入、遺言書の作成など、相続対策については各メディアで色々な情報が飛び交っています。

しかし相続というものは、極めて個別具体的な事案です。錯綜する情報に左右されずに、ご自身のご家庭にあった対策を考えていきましょう。

「次の世代のことを考えて行動すること」は、相続対策を考える上で大切なことだと思います。

今回の税制改正は前述の2つの項目の他にも、未成年者控除と障害者控除の見直し、相続時精算課税制度の見直し、贈与税の税率構造の見直し、小規模宅地等の特例の見直し（平成26年1月～）などがあります。

税制改正についての詳しい内容、相続税額の試算、相続対策など相続全般に関してのご質問やご相談がありましたら、当事務所までご用命下さい。

『相続税セミナー』開催のお知らせ

日 時 平成26年10月7日（火）14：00～

場 所 コンベンションルーム 上前津ホール

税制改正、そのポイントと対策他をわかりやすく説明致します。
当日は、ご希望者を対象に相続個別相談会も開催予定です。
ぜひこの機会にご参加下さい。

年金相続・社会保険の遺族給付

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

■「未支給年金の給付」

未支給年金とは、年金を受けている人が亡くなったときに、その人に支払われるはずであった未払いの年金のことです。

- ① 年金は亡くなった月の分まで支払われますので、「年金受給者の死亡届」が遅滞なく提出されれば、必ず未支給年金が生じます。
- ② 未支給年金の給付は、亡くなった人と生計を同じくしていた遺族が、自分の名前で請求することができ、一時金として支給されます。
- ③ 未支給年金を請求できる遺族は、次の順位で請求できます。
 1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫
 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 3 親等内の親族
- ④ 請求者の条件は、上記の②・③より全員に共通する事として、亡くなった人と死亡当時、生計を同じくしていたという事実が必要です（生計維持関係については問われません）。たとえ親子関係であってもお互いに独立した生活をしている場合には、受け取れない事になります（民法上の相続財産に該当しない）。
- ⑤ 未支給年金の請求は、その年金が本来支払われる日（偶数月の15日）の翌月の初日より5年を経過すると時効により失効します。遺族の方が「遺族年金の手続きをする場合」には、通常は未支給年金の支給に

ついても請求対象として処理されます。

- ⑥ 亡くなった受給権者が、死亡前に「年金給付の裁定請求」をしていない場合でも、未支給年金を受給できる遺族は、自分の名前でその年金を請求できます。

たとえば老齢年金を受給できる者が、裁定請求をしないまま、1年後に死亡した場合、その1年分の年金は、亡くなった受給権者に代わり請求ができます。

■健康保険・労災給付の「埋葬料・葬祭料」

- ① 被保険者が亡くなったときは、亡くなった被保険者により生計を維持されていた家族に「埋葬料」が支給されます。
 - ② 健康保険の被扶養者が亡くなった場合には、「家族埋葬料」が被保険者に支給されます。
- ※給付額は、①、②ともに5万円です。
- ③ 被保険者が亡くなって、亡くなった被保険者により生計を維持されていた方がいない場合には、実際に埋葬を行った方に埋葬料の範囲内で埋葬に要した費用に相当する額が「埋葬費」として支給されます。
 - ④ 健康保険加入者でも、労災（業務上、又は通勤途上の事故）で死亡した場合は、労災保険から支給される「葬祭料（葬祭給付）」の請求を行うことができます。

※この埋葬料・葬祭料の請求は、任意の手続きとなっていますので、役所等から案内・通知が届くことはありません。

自筆証書遺言と公正証書遺言

杉浦行政書士事務所 加藤 紀男

「遺言」の方式のうち、一般的に知られている「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」について、簡単にご説明致します。

自筆証書遺言とは・・・

遺言をしようとする者が「自筆」で、全ての文章、日付、氏名を書き、押印を行うという遺言です。

遺言は、厳格な要式行為となっており、不備があった場合には、無効になってしまいますので、十分気を付ける必要があります。

ポイントは次のとおりです。

1. 遺言者がその全文、日付、氏名を全て自書し、押印すること。
 - (1) パソコン等で作成したもの、代筆してもらったもの、録音テープ、ビデオテープによって作成されたものは無効。
 - (2) 日付は、「2014年9月吉日」など作成日が特定できないものは無効。
 - (3) 押印は、印章の規定がないので、認印でも可能。
2. 用紙や書式は自由
 - (1) 遺言であることを明確にし、記載内容は具体的に書き、曖昧な表現を使わないこと。
 - (2) 預貯金は金融機関の支店名と預金の種類まで、不動産は登記簿謄本通りに記載すること。

公正証書遺言とは・・・

遺言者が、証人2人以上の立ち会いの下、公証人（法務大臣から任命された者）の面前で遺言の趣旨を口述し、公証人は、遺言者が口述した遺言の内容を正確に書き留め、これを遺言者と証人に読み聞かせ、または閲覧させ、内容が正確であることを各自が承認後、遺言者、証人、公証人が署名・押印して作成する遺言です。

なお、未成年者や遺言者と近い親族の方等は、証人として立ち会うことはできません。

自筆証書遺言と公正証書遺言の特徴

1. 自筆証書遺言
 - (1) 自筆のため費用がほとんど掛からず、秘密にできる。
 - (2) 紛失、変造（改ざん）、破棄、隠匿の危険性があり、要式に不備があると、無効になる可能性がある。
 - (3) 死後、家庭裁判所の検認が必要。
2. 公正証書遺言
 - (1) 原本は、公証役場で保管するので、紛失、変造（改ざん）、破棄、隠匿の危険性がなく、死後の家庭裁判所による検認の必要が無い。
 - (2) 公証役場費用、証人依頼代金等の費用が掛かり、証人・公証人に遺言の内容が知られることになる。

親子間承継の留意点

株式会社葵経営コンサルタンツ

現在、多くの医療機関が世代交代の時期を迎えています。本稿では親子間の承継について個人事業所の承継、医療法人の承継に分けてそのいくつかの留意点について紹介します。

1. 個人事業の承継の留意点

基本となる考え方は、親の診療所を廃止して、子の診療所を開設する手続きをすべて行うということです。

①開設の届出、保険医療機関の指定

親の診療所は廃止の手続きを行い子の診療所は新たに開設の手続きを行います。事業は明確に区分されるため子の診療所は一から開設の手続きを行う必要があります。ただし保険医療機関の指定については、親の診療所の廃止と子の診療所の開設の間が中断されるため、患者の引き継ぎを円滑に行うことを目的に子の先生が承継前に一定期間、親の診療所に勤務するならば、特例で中断なく診療が続けられる制度があります。

②税務・社会保険の届出

基本的には、税務署も社会保険関係もすべて切り替わります。親の診療所は廃止手続きを行い、子の診療所は開設の手続きを行う必要があります。

③診療所土地、建物の扱い

診療所の事業に供してきた土地・建物等不動産については、親子間の賃貸借にするのかまたは使用貸借にするのか検討する必要があります。あいまいになりがちなのでどちらにしても文書を残すことが必要です。

④医療器械、車両等動産

譲渡（売る）、贈与（あげる）、使用貸借（ただで貸す）、賃貸借（お金をとって貸す）等の方法がありますが、いずれの方法も親子間であっても必ず文書を残す必要があります。

⑤医薬品

子が引き続き使用する医薬品については、親子間での譲渡もしくは贈与となります。子を使用しないものについては未開封のものであれば返品扱い、他は廃棄処分となります。在庫については計算の必要があるため、廃業の日に医薬品・医療消耗品等の棚卸を行う必要があります。

⑥債権・債務

保険診療の医業未収金の入金、医薬品等の買掛金支払いはタイムラグがあるので注意が必要です。また廃業後にその処理の完了するのに数カ月かかる、保険診療の減点、返礼、再請求にも注意が必要です。

⑦退職金

親の診療所の職員は、子の診療所の職員として再雇用されることとなっても、退職金については、一旦全員が退職となるので、親の診療所は規定に基づき退職金を支払う方法がトラブルが少ないと考えます。親である院長の退職金については、自身が掛けてきた小規模企業共済を事業廃止として終了手続きを行い受け取ります。ただし専従者の退職金は必要経費に認められませんが注意が必要です。

2. 医療法人の親子間承継

医療法人化されている診療所における親子間承継では、開設者は医療法人であり、親子間で承継が行われていてもその変更はない為、理事長、管理者の交代の手続きで基本は済みます。ただし承継に伴い親子間で持ち分の譲渡を行うなら別途その対応が必要となります。

以上承継にあたっての留意点をいくつかあげてまいりましたが、承継が順調にはかどるポイントは改めて申すまでもありませんが、譲る先生と譲り受ける先生とのコミュニケーションの量と質にあると考えます。

2014年ITのキーワード③ (アナリティクス)

株式会社コスモシステム 佐藤 修

「アナリティクス」とは、分析とか解析という意味ですが、あまり聞き慣れない言葉かもしれませんね。インターネットで検索すると、Google Analyticsばかりヒットすると思います。

グーグル・アナリティクスというのは、無料のWeb解析ツールで、サイト内のどのページを閲覧したか、ページ間をどう推移したか、どれくらいの時間居たか、初めてかリピーターか、などなどのデータが集計されます。サイトを更新改良することで、さまざまな指標の数値がどう変化するかを見て、要は見てほしい対象者に見てもらえるコンテンツを作るための解析ツールです。

グーグル・アナリティクスもキーワードとしての「アナリティクス」のひとつですが、ここではもうひとつのキーワード「ビッグデータ」に関するアナリティクスをご紹介します。

「ビッグデータ」の特徴としては、多様性、多種性、リアルタイム性が挙げられます。ICT（情報通信技術）の進展により、このようなデータが生成・集積されることが容易になってきて、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や新産業の創出が可能となる点に、ビッグデータの活用の意義があると考えられます。冒頭で分析・解析の意味と言いましたが、それ自体は過去の事実をより詳細に理解することであり、データの利活用の考え方としては、3つ

のポイント①スピードアップ、②分析から予測へ、③ビジネスプロセスへのフィードバック、を押さえる必要があります。

需要予測や顧客行動分析、そして経営分析のための、データ収集→データ変換→各分析→可視化、の分析シナリオと分析メニューの構成、を併せてオペレーショナル・アナリティクスと言い、各ITメーカーのソリューションとして出て来ています。

大量・多様なデータという意味のビッグデータは大企業だけのもののようですが、ビッグな効果をもたらすデータと捉えると中小企業にとっても必要な考え方となるのではないのでしょうか？



(出典) 情報通信審議会ICT基本戦略ボード
「ビッグデータの活用に関するアドホックグループ」資料

相続事件の高齢化

弁護士 長谷川 留美子

2013年の日本人の平均寿命が過去最高を更新し、男性もついに80歳を突破したそうです。このような高齢化社会の進展により、相続事件の高齢化も避けられなくなっています。

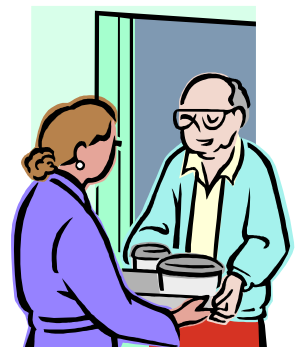
まず、被相続人となる人(例えば親)が高齢化することにより、しっかりしているようでも、つい近づいてくる人の言いなりになってお金を贈与するなどしてしまったり、財産の管理を家族が代行するようになっていたりして、相続開始後、その間の預金の行き先をめぐる争いがおこることがよくあります。被相続人が亡くなった後に預金の取引履歴を調べることはできますが、せいぜい10年が限界です。それより長くなると調べようがないのが多くの実情です。取引履歴がわかっても現金の行き先までは調べようがありません。被相続人となる人が認知症などで財産管理能力が無い場合には、成年後見人を選任して後見人が財産を管理するようにすれば、それ以後財産を守ることは一応できますが(例外的に後見人が財産を使い込むケースもないわけではありません)、そこまで能力がなくなっているわけではないときには、そうもいきません。

一方、被相続人が長生きすることにより、残された相続人自身(例えば子)が高齢者となり、場合によっては認知症になっていることもあります。相続人の中に、認知症で財産管理能力のない方がいる場合、遺産分割協議

を行なうためには、その認知症の方のために成年後見人を選任する必要があります。

成年後見人は、家庭裁判所に申立をして選任してもらわなければなりません。申立費用は、本人ではなく申立を行なう申立人が負担しなければなりません。そして、後見人には、裁判所が適切と思われる人を選任するため、必ずしも希望する人がなれるとは限りません。遺産分割協議が予定されている場合、弁護士が選任されることが多いようです。成年後見人は本人の財産を適切に管理しなければなりませんので、家族が自由に使うことはできません。後見人は定期的に財産と収支の状況について報告することも求められます。後見人の報酬が必要になることもあります。後見人が遺産分割協議を行なうにあたっては、必ず本人の法定相続分を確保した内容にすることを求められます。

本来、長生きは喜ばしいことですが、相続事件の高齢化により生ずる問題を予防するには、一層の知恵と工夫が必要となりそうです。



(随想)

常にプラス思考を心がける！

センター会長 杉浦 正康

小生が税理士業務を始めてから50年＝半世紀が経ちましたことで皆様方からいろいろご祝意をいただき有難うございました。それを機に「センター代表」の立場から完全に解放されました。以後は相当程度気軽な立場で年齢(12月の誕生日までは81歳)に見合った役立ち方を考えなければと模索しています。

従ってこのような場で文章を書かせていただくについては、なるべく軽いタッチのものにしなければ・・・と考えていますが、根が頭の固い人間ですので軽妙洒脱な文章をご提供することは自信がありませんが、皆様方に多少なりともお役に立てるようなことをやわらかく書くよう心がけますのでよろしくお付き合いください。

年代の近い仲間との会話で非常に多いのが「記憶力が落ちてすぐ忘れるし思い出せない」ので困った」という嘆きです。年には勝てないというのが実感でもあります。

しかしよく考えてみますと結構日常のことで覚えていることがそれなりにあるのに気付きます。その道の専門家にお聴きしますと、自分の利害に重大な関係のある特に前向きのことについては覚えているようです。さらに覚えていることに自信を持つように心掛けるとよりよく覚えているのだそうです。要は「脳を活性化させる」ことが効果をもたらすということです。脳の働きはプラス思考によって促進され、マイナス思考では脳の働き

は鈍らされるというのが法則だからです。

ということは、覚えるということだけでなく一般的に脳を活性化させるためにはネガティブな発言をしないことが絶対に必要のことです。「忙しい」「疲れてる」「興味がもてない」「無理」「年だから」「あいつが悪い」その他このようなネガティブな発言をすると脳が閉じてしまい、実力以上にダメな自分を作り上げてしまうというのです。

不思議なことに「人間の脳は自分の発言に影響されるという特徴がある」ということで、すから何事によらず「マイナス発言」をすればするほど自分が傷つくのです。発言がネガティブだと自分自身のイメージもネガティブになり自信が持てなくなりますし、自信がなくなると行動も鈍りますので悪循環に陥ることになります。記憶力も当然上がらなくなります。

従って「プラスの発言がプラスの意識と感情を作り出す」ことによって脳が活性化され活発に動き出し、その結果として記憶力の方も上がるということになります。

振り返ってみますと日常生活の中でこのような経験は誰もが持っているのですが、理論的に把握していないために系統的・積極的に活用することができていないだけです。特に年を感じて何かにつけてマイナス思考になりがちな年代の人は、意識して「マイナス思考を追い出しプラス思考にするよう」普段の心がけが必要です。

中小企業におけるM&A

葵M&Aセンター

最近M&Aが中小企業にも浸透しており、経営戦略を策定する上でもひとつの手法として用いられることが増えています。M&Aは企業の成長戦略達成のための有効手段であり、業界内でのシェア拡大、他地域への営業エリア拡大、優良取引先の増大、新分野への進出による経営の多角化、人材やノウハウの取得など積極的な事業拡大が時間をかけずにリスクを抑えて実行することができます。

また最近では、M&Aが中小企業にも広がっており、事業承継時にも活用されています。中小企業の事業承継では20年以上前には9割を占めていた親族内承継は、現在では6割を切り、従業員やM&Aによる親族外承継が急速に増加しています。引き継ぐ子供がいない場合や従業員等が資金や借入金保証問題などで承継が困難なことが多いのです。後継者が不在の場合は、M&Aにより会社を譲渡することにより、事業の継続、社員の雇用、取引先との関係維持など安心して引き継ぐことができ、中小企業にとって事業の譲渡は事業承継対策にも有効です。そのため清算して企業を廃業させるよりもメリットが多く安心してハッピーリタイアすることができます。

葵M&Aセンターは20年以上前から日本M&Aセンターと提携しています。日本M&Aセンターは国内最大級の全国M&Aネットワークにより圧倒的な情報量によりM&A案件を仲介しています。日本M&Aセンターの専門ノウハウの特長は、企業評価、M&Aスキームに必要な知識とノウハウで中小企業から大企業まで幅広く精通しており、累計2千件以上に及ぶ成約支援実績の経験を持っています。

葵M&Aセンターでは、日本M&Aセンターと協力してM&Aの相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

①M&A無料相談会開催のお知らせ

毎月第2火曜日（事前予約が必要です）

②M&A価額無料診断のお知らせ（先着10社様）

あなたの会社のM&A価額（簡易評価）を診断します。

お問い合わせは、当センター担当者までご連絡ください。